

平成 26 年第 2 回（6 月）大磯町議会定例会

# 議 案 第 27 号 説 明 資 料

平成 26 年 6 月 2 日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

---

## 資 料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～4
新旧対照表	-----	5～12

税 務 課

# 大磯町町税条例の一部を改正する条例について

## ○ 改正概要

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向けた税制抜本改革を進めるために、平成 26 年度地方税制改正においては、個人住民税の給与所得控除の見直し、復興支援のための税制上の措置及び固定資産税の特例措置等を行うことになりました。

その結果、地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）が公布されたことに伴い、町税条例に規定する法人税割の税率の見直し及び軽自動車税の税率の見直し、併せて固定資産税等の課税標準等の見直しを行い、大磯町町税条例の一部を改正するものです。

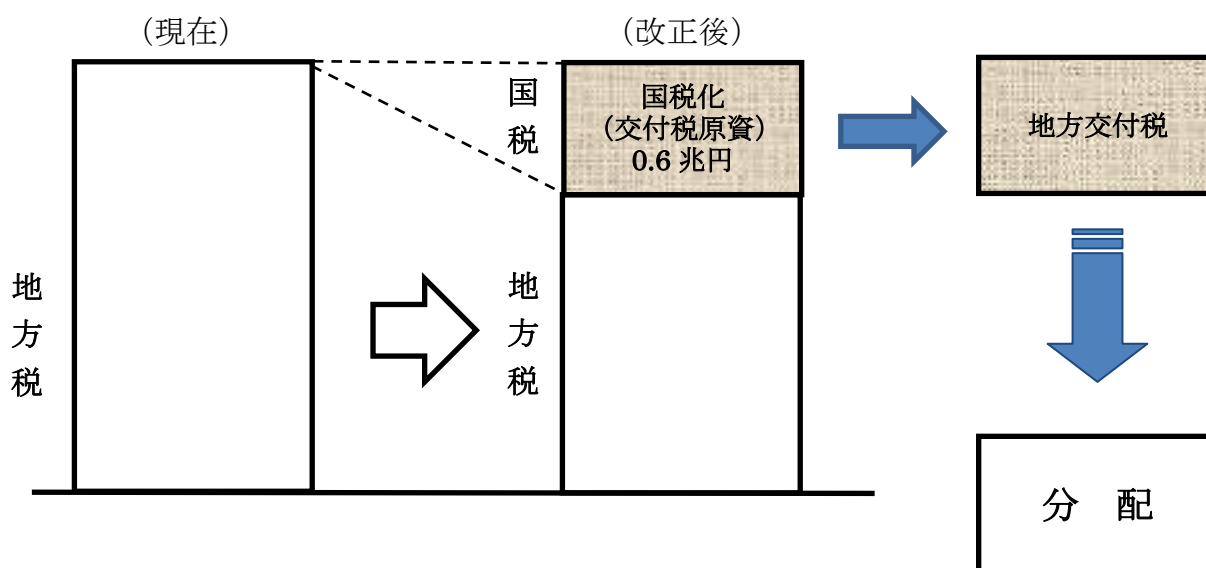
## ○ 改正内容

### 1 法人町民税法人税割の税率見直しについて

#### (1) 地方法人税の創設

税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率（国・地方）8%の段階において法人町民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資化とするための地方法人税が創設されました。

地方法人税の税率は、法人住民税引下げ分相当（都道府県民税△1.8%、市町村民税△2.6%）の 4.4%とします。



(2) 法人町民税法人税割の税率の改正

地方税法の改正に伴い、税率が 2.6%引下げられたことにより、町税条例で規定する税率を改正します。

区 分		現行	改正後
法人税割の税率		14.7%	12.1%
特例	資本金等の金額が 1 億円以上 10 億円未満の法人	13.5%	10.9%
	資本金等の金額が 1 億円未満の法人	12.3%	9.7%

施行日は、平成26年10月1日からとします。

2 軽自動車税の税率見直しについて

現在の軽自動車は、速度や馬力などの性能が向上し、普通車と比較して遜色がなくなってきた状態であるが、税制面では不均衡が生じているため昭和 59 年以來の税率の見直しがされました。

併せて軽自動車のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した軽 4 輪車等については、平成 28 年度から概ね 20%の重課をする特例措置の規定が導入されました。

【原動機付自転車・軽 2 輪等】

区 分		標準税率		重課税率	
		現行	改正後	現行	改正後
原動機付自転車	50 cc 以下	1,000 円	2,000 円	制度なし	制度なし
	50 cc 超~90 cc 以下	1,200 円	2,000 円		
	90 cc 超~125 cc 以下	1,600 円	2,400 円		
	3 輪以上のもの	2,500 円	3,700 円		
軽 2 輪 (125 cc 超~250 cc 以下)		2,400 円	3,600 円		
小型 2 輪 (250 cc 超)		4,000 円	6,000 円		
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円		
	その他	4,700 円	5,900 円		

施行日は、平成 27 年 4 月 1 日からとします。

【3輪・4輪以上の軽自動車】

区 分			標準税率（※1）		重課税率（※2）	
			現行	改正後	現行	改正後
3輪			3,100円	3,900円	制度なし	4,600円
4輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円		12,900円
		営業用	5,500円	6,900円		8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円		6,000円
		営業用	3,000円	3,800円		4,500円

（※1）施行日は、平成27年4月1日からとします。ただし、平成27年度以後に最初の新規検査を受けるものから改正後の新税率を適用します。

（※2）施行日は、平成28年4月1日からとします。

3 固定資産税非課税範囲の追加及び償却資産の課税標準・耐震改修家屋の見直しについて

（1）非課税範囲の追加及び項ずれに伴う改正

地方税法に定められた非課税対象物件に次の2項目が追加され、町税条例で引用する規定を改正します。

- ① 小規模保育事業の用に供する固定資産
- ② 認定こども園の用に供する固定資産

施行日は、子ども・子育て支援法の施行の日からとします。

（2）償却資産の課税標準の特例の見直し・創設等

事業用に取得した資産（償却資産）の特例について、公害防止用施設等について一定の見直しがされ、新たに業務用ノンフロン機器についての特例が創設されました。また、これらの特例割合について、地方税法の定める範囲内で地方団体が条例で定めることができる、わがまち特例が導入されました。

① 公害防止用施設等に係る課税標準の見直し

対象資産	法律で規定する特例割合	条例で定める特例割合
汚水又は廃液の処理施設	1/3を参酌して1/6以上1/2以下で条例で定める	1/3
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める	1/2
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める	1/2

対象：平成26年4月1日から平成28年3月31日までに取得されたもの

② 業務用ノンフロン製品に係る課税標準の創設

対象資産	法律で規定する特例割合	条例で定める特例割合
業務用ノンフロン機器	3/4 を参酌して 2/3 以上 5/6 以下で条例で定める	3/4

対象:平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得されたもの(取得後 3 年分)

施行日は、公布の日からとします。

(3) 耐震改修家屋の減額に伴う申告手続き

耐震改修の促進に関する法律が改正されたことにより、住宅以外の不特定多数の者が利用する病院やホテル、旅館等の大規模な建築物等について、耐震診断・報告が義務づけられ、これに合わせて耐震改修を促進するための支援策として減額措置(改修後 2 年分)が創設されました。

これにより、耐震改修が完了した家屋についての、固定資産税の減額に伴う申告手続きが規定されました。

(現行)

- ・住宅用の家屋(昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築されたもの)
- ・平成 18 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに耐震基準に適合した家屋となった家屋
- ・申告により該当家屋の固定資産税(床面積 120 m<sup>2</sup>)を 1/2 に減額)



【町へ申告する書類等】

- ・耐震改修に伴う減額申告書
- ・耐震基準適合証明書
- ・耐震改修に要した費用の内訳

(創設)

- ・不特定多数の者が利用する病院、ホテル、旅館等(建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づくもの)
- ・平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに耐震基準に適合した家屋となった家屋
- ・申告により該当家屋の固定資産税を 1/2 に減額(2 年分)



【町へ申告する書類等】

- ・耐震改修に伴う減額申告書
- ・耐震基準適合証明書
- ・耐震改修に要した費用の内訳
- ・国の補助金確定通知書
- ・耐震診断結果報告書



施行日は、公布の日からとします。

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案

現行

目次 省略  
 第1章 省略  
 第2章 普通税  
     第1節 町民税  
 第8条の2～第10条 省略  
 (法人の均等割の税率)  
 第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、 <u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）</u> 第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	省略
2～9 省略	省略

(法人税割の税率)

第12条 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

目次 省略  
 第1章 省略  
 第2章 普通税  
     第1節 町民税  
 第8条の2～第10条 省略  
 (法人の均等割の税率)  
 第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、 <u>令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額</u> ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	省略
2～9 省略	省略

(法人税割の税率)

第12条 法人税割の税率は、100分の14.7とする。

改正案	現行
<p>(法人の町民税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 次の各号に掲げる法人(法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。)に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本金等の額が1億円未満である法人 資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等 <u>12.1分の2.4</u></p> <p>(2) 資本金等の額が1億円以上10億円未満の法人 <u>12.1分の1.2</u></p> <p>2 省略</p> <p>第12条の3～第17条 省略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第18条 省略</p> <p>(固定資産税の非課税等の申告)</p> <p>第18条の2 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の9</u>まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産について同条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途その他町長が必要であると認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に掲げる固定資産が当該固定資産の使用人の所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該使用者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第19条～第24条 省略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第24条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する</p>	<p>(法人の町民税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 次の各号に掲げる法人(法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。)に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本金等の額が1億円未満である法人 資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等 <u>14.7分の2.4</u></p> <p>(2) 資本金等の額が1億円以上10億円未満の法人 <u>14.7分の1.2</u></p> <p>2 省略</p> <p>第12条の3～第17条 省略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第18条 省略</p> <p>(固定資産税の非課税等の申告)</p> <p>第18条の2 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の7</u>まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産について同条同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途その他町長が必要であると認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に掲げる固定資産が当該固定資産の使用人の所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該使用者に無料で使用させていることを証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第19条～第24条 省略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第24条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する</p>

改正案	現行
<p>年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が<u>令</u>第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>第3節 軽自動車税</p> <p>第26条 省略</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第27条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 <u>2,000円</u></p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u></p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有する車にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u></p>	<p>年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が<u>地方税法施行令</u>第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>第3節 軽自動車税</p> <p>第26条 省略</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第27条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 <u>1,000円</u></p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u></p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有する車にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u></p>

7



改正案	現行
<p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>3,600円</u></p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 <u>3,900円</u></p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>6,900円</u></p> <p>自家用 年額 <u>10,800円</u></p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>3,800円</u></p> <p>自家用 年額 <u>5,000円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p>(イ) その他のもの 年額 <u>5,900円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 <u>6,000円</u></p> <p>第28条～第32条 省略</p> <p>第4節～第7節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～22 省略</p> <p><u>(固定資産税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>23 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>24 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>25 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>26 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>	<p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>2,400円</u></p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 <u>3,100円</u></p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>5,500円</u></p> <p>自家用 年額 <u>7,200円</u></p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>3,000円</u></p> <p>自家用 年額 <u>4,000円</u></p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p>(イ) その他のもの 年額 <u>4,700円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 <u>4,000円</u></p> <p>第28条～第32条 省略</p> <p>第4節～第7節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～22 省略</p>

∞

改正案

現行

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

27 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由  
(軽自動車税の税率の特例)

28 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

## 改正案

## 現行

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 大磯町町税条例（以下「町税条例」という。）第12条及び第12条の2の改正規定並びに次項の規定 平成26年10月1日
- (2) 町税条例第18条の2の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
- (3) 町税条例第27条の改正規定並びに附則第9項及び第12項（改正後の町税条例（以下「新条例」という。）附則第28項に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 町税条例附則に第28項を加える改正規定、附則第10項及び第12項（新条例附則第28項に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (町民税に関する経過措置)
- 2 新条例第12条及び第12条の2の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第23項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

改正案	現行
5 <u>新条例附則第24項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</u>	
6 <u>新条例附則第25項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</u>	
7 <u>新条例附則第26項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</u>	
8 <u>新条例附則第27項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</u> <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u>	
9 <u>新条例第27条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u>	
10 <u>新条例附則第28項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</u>	
11 <u>平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第28項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。</u>	
12 <u>平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第27条及び新条例附則第28項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	

改正案

現行

新条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
新条例第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第28項の表以外の部分	第27条	大磯町町税条例の一部を改正する条例（平成26年大磯町条例第〇号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） 附則第12項の規定により読み替えて適用される第27条
新条例附則第28項の表第27条第2号ア(イ)の項	第27条第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
新条例附則第28項の表第27条第2号ア(ウ)の項	第27条第2号ア(ウ)	平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円